

公示

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園における障害者支援記録管理システムの導入及び保守について、以下のとおり公募します。

令和2年2月20日

独立行政法人

国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

契約担当役 中島 建治

1. 公募に付する事項

- (1) 件 名 障害者支援記録管理システム導入及び保守
- (2) 業 務 内 容 障害者の支援を行うにあたり、支援記録や日誌、バイタル等必要な記録をするためのシステムの導入及び保守
- (3) 履 行 期 間 ① 導入に係る期間：契約締結日から令和2年6月30日
② 保守に係る期間：システム稼働日から5年間
- (4) そ の 他 詳細は公募説明書による。

2. 応募要件

- (1) 次の①、②又は③のいずれかに該当しない者であること。

- ① 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項の各号に掲げる者でないこと。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、特別の理由がある場合に該当する。

- ② 次の各号の一に該当すると認められる者で、その事実があった後二年間経過していない者。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 監督又は検査の実施に当たり職員の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

六 契約により、契約の後において代価の額を確定する場合において、当該代価の

請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

七 前各号の一に該当する事実があった後二年を経過しない者を、契約の締結又は履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。

③ ②に該当する者を入札代理人として使用する者。

(2) 厚生労働省により、関東甲信越地域における「役務の提供等（ソフトウェア開発）」に係る、B又はC等級の一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、厚生労働省大臣官房会計課長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は、民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

(4) 政府調達における競争参加資格停止を受けている期間中でないこと。

(5) 介護施設又は障害者福祉施設（利用総数200名以上の規模）に導入実績があること。

(6) プライバシーマーク制度又は、情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度（ISMS）などによる情報セキュリティに関する資格を有する又は、それに準ずる運用を行っていること。

(7) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。

① 厚生年金保険 ② 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの） ③ 船員保険

④ 国民年金 ⑤ 労働者災害補償保険 ⑥ 雇用保険

※ 各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

(8) 次の次項に該当する者は、競争に参加できない。

① 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者

② 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者

3. 応募手続等

(1) 担当部局

〒370-0865 群馬県高崎市寺尾町 2120-2

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

総務部会計課補給係 電話 027-320-1316

(2) 公募説明書交付期間及び場所

令和2年2月20日（木）から3月9日（月）までのうち、閉庁日を除く毎日の9時00分～17時00分までに（1）の場所において配布する。

(3) 参加資格確認書類、企画提案書の提出期間及び場所

令和2年3月17日（火）17時までに（1）の場所に提出すること。

(4) 公募説明書に対する質問の受付及び回答期間

- ① 受付期間 令和2年3月11日(水) 17時まで
- ② 回答日 令和2年3月13日(金)

(5) 企画提案書に関するプレゼンテーション

- ① 実施日時 令和2年3月23日(月)
- ② 実施場所 総務部事務所2階会議室

(6) 事業者の決定方法

「独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園プロポーザル方式による企画競争実施要綱」に基づいて審査を行い決定する。

4. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金 免除。
- ② 契約保証金 免除。

(3) 入札の無効

本公示に示した競争参加資格のない者の提出した企画提案書、競争参加資格確認関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 手続きにおける交渉の有無 無。

(5) 契約書作成の要否 要。

(6) 契約内容の公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当法人との関係に係る情報を当法人のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、詳細につきましては、当法人のホームページの「独立行政法人の契約に係る情報の公表に伴うご協力をお願い」をご覧ください。

(アドレス <https://www.nozomi.go.jp/supply/pdf/03/01.pdf>)